

監査告示 第2号

令和7年3月4日

鹿児島市監査委員	宮之原	賢
同	小迫	義仁
同	大森	忍
同	佐藤	高広

令和6年度定期監査（第2回財務等監査）の結果に関する報告について（公表）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき実施した定期監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により公表します。

記

1 監査の基準

この監査は、鹿児島市監査基準に基づいて実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定に基づく財務監査及び行政監査

3 監査の対象

(1) 対象局部課

総務局	D X推進部 東京事務所	デジタル戦略推進課 情報システム課		
企画財政局	企画部	政策企画課 政策推進課	地方創生推進室 交通政策課	ふるさと納税推進室
市民局	市民文化部	文化振興課	市民課	国民健康保険課
環境局	環境部	環境政策課	再生可能エネルギー推進課	
	資源循環部	資源政策課	北部清掃工場	南部清掃工場
産業局	産業振興部	産業創出課	産業支援課	
	中央卸売市場	青果市場	魚類市場	

消防局		総務課 警防課 救急課 情報管理課 予防課 中央消防署 西消防署 南消防署
市立病院		総務課 経営管理課 病院再整備室 医事情報課
水道局	総務部	総務課 経営管理課 管財契約課 料金課 給排水設備課
	水道部	水道整備課 水道管路課 水運用課
	下水道部	下水道建設課 下水道管路課 水再生課 下水道雨水課
船舶局		総務課 営業課 船舶運航課 安全運航推進室
議会事務局		総務課 政務調査課 議事課
教育委員会	教育部	学校教育課 青少年課 生涯学習課（公民館費のみ） 吉野公民館 伊敷公民館 武・田上公民館 東桜島公民館 吉田公民館 桜島公民館 喜入公民館 青年会館 宮川野外活動センター 青少年育成センター

## (2) 対象範囲

原則として令和6年4月1日から同年9月30日までに執行された事務事業

## 4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合規性の検証、経済性、効率性及び有効性等の観点から、また、組織及び運営に関し、その適正及び効率性・能率性の確保等の観点も加味し、次の項目について監査を実施した。

なお、今年度は、重点事項として(5)の項目を監査した。

### (1) 収入事務

調定決議書（収入伝票）、現金領収帳、収入日計表等の収入事務、滞納整理事務の状況

### (2) 支出事務

予算措置、予算執行、支出負担行為、履行確認、資金前渡事務の処理状況、支払等の支出事務の状況（補助金等の交付事務、委託契約事務の状況については令和5年度分も含む。）

### (3) 物品会計事務

備品・物品出納の管理台帳等の整備、備品・物品の保管、在高の確認の状況

### (4) 財産管理事務

土地、建物、工作物等の財産を管理する台帳等の整備、建物等の管理、財産の貸付・使用許可の状況

### (5) 重点事項

本市職員が会計事務を行う各種団体（本市が財政援助を行っている団体）の事務執行について（対象：令和5年度の会計事務）

### (6) その他

自動車の運行管理、歳計外現金の適正な保管、基金の適正な運用など

## 5 監査の主な実施内容

本市監査基準に基づいて財務に関する事務等の執行及び経営に係る事業の管理等については、諸帳簿、関係書類等の抽出による調査を行い、重点事項については、調査票等の提出を求め、内部統制の整備状況及び運用状況の確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

## 6 監査の実施場所及び日程

### (1) 実施場所

監査事務局及び監査対象局部課執務室

### (2) 実施日程

令和6年11月1日から令和7年3月4日まで

## 7 監査執行上の除斥

大森忍監査委員及び佐藤高広監査委員は、議会事務局の監査事項のうち政務活動費について、地方自治法第199条の2の規定により除斥とした。

## 8 監査の結果

財務に関する事務の執行及び事務事業の実施については、おおむね適正になされていると認めたが、一部に改善を要する事項があった。

また、本市職員が会計事務を行う各種団体（本市が財政援助を行っている団体）の事務執行については、おおむね適切であったが、一部に改善を要する事例があった。

なお、いずれも事務処理上留意すべき軽微な事項については、指導事項として各所属長に別途指示した。

複数の局部に共通した監査結果は次のとおりであった。

- (1) 消防局                      中央消防署   西消防署   南消防署  
議会事務局                      政務調査課  
教育委員会   教育部   吉野公民館

### [指摘事項]

- ・ 鹿児島市職員の私有車の公務使用に関する要綱第4条第1項又は鹿児島市消防局職員の私有車の公務使用に関する要綱第4条第1項によると、私有車の公務使用をするときは、あらかじめ情報処理システムにより自動車検査証等及び任意保険証書の写しを添えて申請し、所属長等の承認を受けなければならない。ただし、

情報処理システムにより難しい場合は、私有車使用伺簿によるとなっているが、使用承認を受けずに私有車を公務使用していた。

その他の各局部の監査結果は次のとおりであった。

(1) 総務局 DX推進部、東京事務所

指摘事項なし

(2) 企画財政局 企画部

[指摘事項]

- ・ 業務委託契約書において、遅延賠償金の率が記入されていないものが1件、「別添の仕様書等に従いこの契約を履行しなければならない」とされているにもかかわらず、仕様書が綴られていないものが3件あった。(交通政策課)

(3) 市民局 市民文化部

指摘事項なし

(4) 環境局 環境部、資源循環部

指摘事項なし

(5) 産業局 産業振興部、中央卸売市場

産業振興部

[指摘事項]

- ・ 会計事務の手引きによると、現金領収帳の取扱いについて、誤記等により、使用不能になったときは、斜線を引き「書損」と記載し、取扱員の証印を押印の上、破らずにそのままにすることとなっているが、クリエイティブ産業創出拠点施設使用料について、書損処理したもので、領収証書がないものが1件あった。

(産業創出課)

- ・ 鹿児島市職員の私有車の公務使用に関する要綱第4条第1項によると、私有車の公務使用をするときは、あらかじめ情報処理システムにより自動車検査証等及び任意保険証書の写しを添えて申請しなければならないとなっており、同要綱第5条第1項第2号イによると、運転する職員が保障の対象となる自賠責保険及び任意保険（対人賠償無制限及び対物賠償無制限のものに限る。）に加入していることとなっているが、添付されている任意保険証書の写しで対物賠償が要件を満たしていないものが1件あった。(産業支援課)

中央卸売市場

[指摘事項]

- ・ 消費税法施行令第76条第2項第2号によると、地方公共団体（地方公営企業法第30条第1項（決算）の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。）は、申告期限の特例として、課税資産の譲渡等の確定申告書を課税期間

の末日の翌日から6月以内に提出することとされ、また、消費税法第49条によると、当該申告書の提出期限までに当該消費税を国に納付しなければならないとされているが、青果市場は消費税及び地方消費税を納期限である令和6年9月末日までに納付していない。(青果市場)

(6) 消防局

指摘事項なし

(7) 市立病院

[指摘事項]

- ・ 鹿児島市立病院企業職員の私有車の公務使用に関する要綱第2条第1項及び第4条第1項によると、私有車(自転車)の公務使用について、あらかじめ私有車使用伺簿兼私有車運転日誌での所属長の承認を受けることとなっているが、私有車使用伺簿兼私有車運転日誌により申請せず外勤簿で処理し、かつ酒気帯び確認が行われていなかったものが1件あった。(経営管理課)

(8) 水道局 総務部、水道部、下水道部

総務部

[指摘事項]

- ・ 鹿児島市水道局企業職員の私有車の公務使用に関する要綱第4条第1項によると、私有車の公務使用をするときは、あらかじめ私有車使用伺簿兼私有車運転日誌に自動車検査証等及び任意保険証書の写しを添えて申請しなければならないとなっており、同要綱第5条第1項第2号イによると、運転する職員が保障の対象となる自賠責保険及び任意保険(対人賠償無制限及び対物賠償無制限のものに限る。)に加入していることとなっているが、添付されている任意保険証書の写しで補償内容の基準を満たしていないものが2件あった。(料金課)

水道部

[指摘事項]

- ・ 鹿児島市水道局企業職員の私有車の公務使用に関する要綱第4条第1項によると、私有車の公務使用をするときは、あらかじめ私有車使用伺簿兼私有車運転日誌に自動車検査証等及び任意保険証書の写しを添えて申請しなければならないとなっており、同要綱第5条第1項第2号イによると、運転する職員が保障の対象となる自賠責保険及び任意保険(対人賠償無制限及び対物賠償無制限のものに限る。)に加入していることとなっているが、添付されている任意保険証書の写しで補償内容の基準を満たしていないものが1件あった。(水道整備課)

下水道部

指摘事項なし

(9) 船舶局

[指摘事項]

- ・ 清掃業務委託契約において、最低制限価格に誤りがあるものが1件あった。

(総務課)

- ・ 鹿児島市船舶局企業職員の私有車の公務使用に関する要綱第4条第1項によると、私有車の公務使用をするときは、あらかじめ情報処理システムにより自動車検査証等及び任意保険証書の写しを添えて申請し、所属長等の承認を受けなければならないとなっているが、任意保険に加入していないものが3件あった。

(船舶運航課)

(10) 議会事務局

指摘事項なし

(11) 教育委員会 教育部

[指摘事項]

- ・ 鹿児島地区教科用図書採択協議会について、監事による監査が行われているが、同協議会会則に監事を定める規定がない。(学校教育課)

- ・ 通帳より引き出した現金について、7か月以上支払手続きを行わず職場内の金庫に保管しており、正当な理由なく支払いが遅れたものが2件あった。

(学校教育課)

- ・ 鹿児島市物品会計規則第25条第1項に「出納員等は、職員に物品(消耗品及び原材料を除く。)を供用させる場合は、物品供用簿(様式第5)により交付し、常に使用者を明確にしておかなければならない。」とあるが、共用物品について、物品供用簿に記載していなかった。(青少年課)

- ・ 会計事務の手引きによると、現金領収帳の取扱いについて、誤記等により、使用不能になったときは、斜線を引き「書損」と記載し、取扱員の証印を押印の上、破らずにそのままにすることとなっているが、公民館使用料について、書損処理したもので、領収証書がないものが1件あった。(喜入公民館)

なお、本市職員が会計事務を行う各種団体(本市が財政援助を行っている団体)の事務執行について、複数の局部に共通した監査結果に対する意見は次のとおりであった。

産業局	中央卸売市場	青果市場	魚類市場
消防局		警防課	予防課 中央消防署
議会事務局		総務課	
教育委員会	教育部	学校教育課	

[意見]

- ・ 市の歳入歳出現金である公金とは異なり、地方自治法や財務会計規則等の適用

を受けない現金等を扱う会計事務は、財務、経理上の審査といった市の会計上のチェックを受けることなく、内部統制上、リスクの高い事務といえる。

協議会や実行委員会などの団体は、その設置目的や事業の性質から、事務処理について機動性や利便性が求められる面もあるが、職員が職務上、その会計事務を取り扱っている限り、公金と同じく適正な管理と事務処理が求められ、紛失・盗難等の事故や不正が発生すれば、市の管理責任も問われる。

そのため、各団体においては、現金管理のリスクの発生を未然に防止すべく、組織としての内部統制の機能を十分に発揮できる仕組みやチェック体制の整備に努められたい。

[参考]

監査の結果における指摘事項等の区分は次のとおり

区分	基準
指導事項	改善又は是正を要するが、内容が比較的軽微で指摘事項に至らないと認められるもの
指摘事項	法令、条例、規則等に違反しているもの及び法令等に違反はないが指摘すべき事項であると認められるもの
意見	改善について検討を求めるもの